

平成30年度事務事業評価シート

取組みコード 13122

区分	補助金・交付金	担当課	企画政策課	作成日	平成30年4月27日
事業名	広域的幹線的路線バス運行対策費補助金	開始年度	平成16年度	予算科目	2.1.1.10.1

1 事業の概要

総合計画での位置づけ			
部	第1部_自然と調和した快適なまちづくり	章	第3章_総合的な交通体系の整備
節	第1節_住み続けることのできる交通環境の確保	基本施策	2_交通利便を改善・向上させるための対策の推進
取組みの基本方向		(2)バス路線の確保や利便性を向上させるための取組みの検討	
根拠法令等	参考：平成21年度から実施している相模原市との2市町協調補助に係る根拠乗合バス路線運行費用の一部負担に関する協定書		
目的 (誰・何を対象に、何のために)	半原～三ヶ木間を運行するバス路線については、平成15年2月に事業者から路線退出等の意向が申出された路線であったが、当該路線が廃止された場合、沿線地域の移動が著しく制約を受け、住民生活に大きな影響が生じること、住民からも運行継続に強い要請があったことから、周辺地域へのアクセス手段として、バス交通の維持確保を図るもの。 なお、本事業は、撤退申出路線について、相模原市との2市町協調により、生活交通の維持・確保を図ることを目的として運行補助を実施しているものであり、利用者数の増加が狙いではない。		
内容・方法 (何を行っているのか)	橋本方面(三ヶ木経由)までのネットワークを確保することを主眼とした確保方策を講じるため、「広域的幹線的路線」として、路線バスの運行に係る補助を行っている。 補助は、運行事業者である神奈川中央交通株式会社に対し、運行に係る費用から運賃収入を差し引き、相模原市と距離按分した額について、補助している。		

2 指標(事業の成果・活動内容等を数字で表します)

本事業が属する総合計画の節の成果指標		指標名		基準年度	平成34年度			
		『公共交通の充実』について「満足」と感じる住民の割合		21.1%	40.0%			
		町道の改良率		58.2%	60.0%			
(A) 総合計画の節の目標を達成するため本事業に求められる成果			当該バス路線の維持確保の継続					
(A) の成果をあげられているか測るための指標(成果指標)	増減	指標の説明		項目	基準年度 (平成27年度)	平成28年度	平成29年度	平成30年度
一日当たり運行本数	増	同左		計画値		20.0	20.0	20.0
				実績値(見込値)	20.0	20.0	20.0	20.0
				達成度※自動計算		100.0	100.0	100.0
(B) 成果指標の目標を達成するため本事業において町が行う活動		本事業は補助金の給付であり、町の活動としては、報告書の審査等だけであることから、活動指標の設定は行わない。						
(B) の活動状況を測るための指標(活動指標)	増減	指標の説明		項目		平成28年度	平成29年度	平成30年度
				計画値				
				実績値(見込値)				
				達成度※自動計算		計測不能	計測不能	計測不能

※ 増減欄は、指標の値について、増加が望ましい場合に「増」、減少が望ましい場合に「減」を記入する。

3 事業費の推移と財源内訳

(E) 平均人件費(円/年) 8,300,000

年 度		基準年度(決算) (平成27年度)	平成28年度(決算)	平成29年度(決算見込)	平成30年度(予算)
(A) 事業費(円)		1,643,064	1,624,857	1,722,920	1,782,322
(B) 概算職員数(人)		0.008	0.008	0.008	0.008
(C) = (B) × (E) 人件費(円) ※自動計算		66,400	66,400	66,400	66,400
(D) = (A) + (C) 総事業費(円) ※自動計算		1,709,464	1,691,257	1,789,320	1,848,722
単位当たりコスト※自動計算		85,473.2	84,562.9	89,466.0	92,436.1
財源内訳 (円)	特定財源	国庫支出金	0	0	0
		県支出金	0	0	0
		地方債	0	0	0
		その他	0	0	0
	一般財源※自動計算	1,709,464	1,691,257	1,789,320	1,848,722

4 事業の項目別評価(分析)

項 目	判定基準	判定 ※一部自動判定	評価 ※自動判定
妥当性 (公費を投入して実施することが妥当な事業か)	法令等で義務付けられた事業である		A
	民間サービスで同様の事業は実施されていない、市場原理に委ねることができない	○	
	国や県において実施している事業との重複がない	○	
	事業開始時から事業目的や町民のニーズの低下や変質がない	○	
	事業・サービスの提供時間帯及び場所は公平に提供されている	○	
	受益に応じた負担は適正である	○	
	事業の実施による効果が不特定多数の人に広く及ぶ性質である	○	
	事業・サービスの対象者の日常生活に必要な不可欠な事業である	○	
	上記のいずれにも当てはまらない		
有効性 (基準年と比較して成果が上がっているか)	成果指標について平成29年度の目標を達成している	○	A
	基準年度と比較して成果が向上している	○	
効率性 (なるべく費用をかけずに成果を上げているか)	基準年度と比較して費用の縮減ができている (費用の縮減率が成果の向上率以上か)	費用増、成果ダウン	C
有用性 (施策の成果指標の目標達成に貢献しているか)	総合計画の節の目標達成のための本事業の効果	直接的	A
	総合計画の節内での本事業の優先順位	高い	
総合評価 ※自動判定		改善すべき点がある	

5 特記事項

相模原市との協調補助により、生活交通の維持・確保を図ることを目的として撤退申出路線に対して実施しているものであり、利用者増加が狙いではない。また、近年、運行事業者の運行費用が増加傾向にあり、効率性がC判定となっているが、2市町協調補助事業であることや実施経緯を踏まえ、採算性などの観点に基づく改善判断は妥当ではない。

6 自己評価(担当課)

評価結果	現状維持
理由	撤退申出路線の運行に係る補助であり、生活交通維持確保の観点から継続していく必要があるため。
今後の方向性	本事業を廃止した場合には、半原地域から津久井方面への公共交通が無くなり、町民の通勤通学等の日常生活に大きな支障を来たすこととなることから、その重要性・必要性に鑑みて、今後も引き続き事業を実施してまいりたい。

7 1次評価(庁内行政評価委員会)

評価結果	現状維持
今後の方向性に係る意見等	運行事業者の運行費用が増加傾向にあり、効率性はC判定となっているが、2市町協調補助事業であることや実施経緯を踏まえ、採算性などの観点に基づく改善判断は妥当でないことから、現状維持とする。

8 2次評価(外部評価:行政改革推進委員会)

評価結果	
今後の方向性に係る意見等	

9 2次評価(実施のない場合は1次評価)を踏まえた対応案(担当課)

現状のまま引き続き事業を実施する。

10 町の最終方針(行政改革推進本部会議)

評価結果	現状維持
理由・改善方針	現状のまま引き続き事業を実施する。